財 内 第 ５ ３ 号
令和８年１０月１日

市長戦略監、各部長、各理事、議会事務局長、
各次長、各課（事務所・局）長　様

市　　長

令和９年度予算編成について（通知）

令和９年度予算について、次のとおり編成方針を定めたので、これに基づき予算調書を作成し、所定の期日までに提出してください。

記

１　新年度予算の編成について

８月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

本市の財政は、本通知に添付した「過去５年間の普通会計歳入歳出決算額及び主要財政指標の推移」のとおり、令和７年度決算は、歳入歳出差引が１０億７，７４１万２，０００円で、単年度収支は１億２，００７万円の赤字となり、財政力指数についても年々低下しているなど、財源に余裕のない状況が続いている。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率は、いずれも健全段階を示しているものの、経常収支比率は８８．１％と依然として高い水準にあり、財政調整基金残高についても前年度末から９，１５９万円減少し、厳しい財政運営を強いられる状況となっている。

今後の見通しとして、根幹的な財源である市税については、混乱が続く国際情勢や物価高騰の影響等により、その先行きは不透明な状況にあり、市の財政状況に与える影響が見通せない中、引き続き、財源不足を財政調整基金の取崩しや地方交付税、市債など

に依存せざるを得ず、歳入全体としては、厳しい環境が続いていくものと予想される。

一方、歳出では、少子高齢化が全国平均を上回る速さで進んでいる影響から、引き続き扶助費や介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加が見込まれ、公債費についても、健康福祉センター建設事業、市民運動場人工芝生化事業等の大型建設事業に係る地方債の償還が本格化しており、また、物価高騰を見込む中でも、市民が安心して暮らすことができ、地域経済の発展に資する施策の実施にも全力で取り組んでいかなければならない。

このような本市財政の厳しい現状と将来の負担について、全ての職員が十分に認識した上で、事業創造レビューを始めとする行財政改革を引き続き推進し業務執行に当たるようお願いするものである。

2　編成の基本方針について

令和９年度の予算編成は、本市の将来像である「私たちが創り、育む　自然と共生し安心と活力にあふれるまち　いとう　～行ってみたい　住んでみたい　住んでいたいまちづくり～」に基づいた各種施策の展開を念頭に置き、伊東市第五次総合計画、伊東市総合戦略等の各計画との整合性を図るとともに事業創造レビューの成果を反映し、また物価高騰に対する国・県の動向を注視してその作業に当たること。

また、以下の基本方針で取り組むこととする。

⑴　経費種別ごとの要求及び上限額については、**別紙のとおり**とする。なお、災害など年度途中における特殊要因以外による補正予算要求については、原則認めないので、創意・工夫して要求すること。

⑵　事業創造レビューにおける「廃止」「休止」「完了」事業に係る予算要求は認めない。

⑶　事業創造レビューの調書に掲載されていない「新規」事業は、原則として予算要求を認めない。ただし、事業創造レビュー後の事情の変化等により「新規」事業の予算要求が必要となった特段の理由のある事業については、事前に財政課と協議すること。

⑷　事業創造レビューにおいて認められた事業であっても、令和９年度の歳入総額の見込みとの兼ね合いで事業の延期等の査定を行うこととする。

⑸　要求調書において、各課の工夫や見直しの努力が反映されている事業については、査定段階において配慮することとする。

以上、これら５つの方針に基づいて予算編成を実施することにより、来年度以降の健全財政の維持を図るとともに、未来を見据えたまちづくりの取組を推進していくこととする。

3　予算要求要領

編成の基本方針に基づき、事業創造レビューの内容を踏まえ、以下の諸点に留意の上、不断の見直しを行いつつ予算編成に取り組むこと。

⑴　令和９年度予算は、市民が真に求めている事務事業を厳選し、年間予算を編成するものとする。

⑵　第五次総合計画の目的・目標の実現に意を注ぎつつ、新たな時代に対応した持続可能かつ柔軟な市政運営を目指し、編成に取り組むものとする。

⑶　予算要求に当たっては、事業創造レビューにおいてスクラップアンドビルドを進め、整理統合を行ったところであるが、再度、行政関与の必要性や民間委託の可能性、経費支出の効率化、費用負担のあり方及び費用対効果、将来の財政負担等について総合的に検討した上で、各種施策の優先順位を判断し、事業の徹底的な峻別を行うこと。

⑷　年々増大する財政需要や物価高騰の影響に対応するため、例年以上に財源の積極的な確保に努めること。

⑸　事務事業の民間委託については、市民サービスの向上及び業務の効率化などの観点から新たな委託の検討も視野に入れること。

なお、既に委託している事業も含め、委託に当たっては、委託先の管理監督を適切に行うことに留意すること。あわせて、職員が業務ノウハウを失ってしまうことにより適切に監督し得ない状態が生じないよう、職員が当該業務に関する管理監督能力を保持するよう研修等に努めること。

⑹　経費の積算に当たっては、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取り組みについて」（令和７年６月２６日付け総務省通知）のとおり、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた上で適切な見積もりを行うこと。また、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこと。

⑺　使用料・手数料については、対象となる施設等の維持管理経費を料金の算出根拠の

基準として精査した上、受益と負担のバランスのとれた適正な水準が保たれるよう見直しを進めるとともに、法令等の規定によらない使用料・手数料については、予算編成作業の中で改定を検討すること。なお、事業創造レビューにおいて見直しとされた使用料等については、予算要求に反映すること。

⑻　負担金については、拠出先や対象事業について精査し、本市にとってのメリット等その必要性を十分に見極めた上で、廃止を含め再検討すること。

⑼　債務負担行為は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすものであるので、設定に当たっては慎重に対応すること。

⑽　法令で定められた経費や光熱水費・燃料費などの年間必要経費については、決算等の実績や単価の変動等を考慮し、年度中に不足することがないよう留意すること。

⑾　伊東市環境物品等の調達に関する基本方針により、令和１２年度までに、設備、公共工事及び役務を除く分野におけるグリーン購入率１００％を目指すこととなっているため、予算要求額への影響を極力抑えつつも、環境に配慮した物品等への切り替えを積極的に検討すること。

⑿　本市の障害者就労施設等からの調達実績額は、着実に伸びてきているものの、なお県内で低い水準であることを踏まえ、伊東市障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障害者就労施設等からの購入を積極的に検討すること。

⒀　各特別会計は、本市財政の厳しい状況を踏まえ、「会計独立の原則」を再認識し、積極的に歳入の確保を図り、安易に一般会計からの繰出金に依存することのない財政運営に努めること。

なお、予算要求に当たっては、一般会計の編成方針に準ずることとするが、それぞれの会計ごとに審査・調整を行うものとする。

4　その他の留意事項

⑴　各政党、会派からの政策要望や地域からの市民要望等を実現するため、また、議会答弁を踏まえた事業実施のために予算を伴うものについては、各部課内において、緊急性・事業効果等の総合的な検討を行い、必要な予算の計上に努めること。

⑵　国県の補助事業等については、国などの予算編成の動向に細心の注意を払い、制度改正に時宜を失することなく対応するとともに、国などの補助制度を積極的に活用すること。

ただし、補助不採択を理由として、年度途中に市単独事業に振り替えることは一切

認めないので特に留意すること。

⑶　他の部課と関連する事務事業については、関係部課との連絡調整を十分に行った上で、効率的・効果的な執行ができるよう工夫すること。

⑷　条例、規則等の整備が必要となる予算要求については、事前に庶務課と協議するなど、準備、対応に遺漏のないよう努めること。

⑸　繰越事業の発生を極力抑制するため、綿密な事業計画に基づく適切な予算執行を心がけること。特に、用地の確保を始めとした周辺住民の合意形成や法令等の規制、工期等についての事前調査を十分に行い、執行に際して遺漏のないよう留意すること。

⑹　情報公開条例の主旨を踏まえ、事務事業の基礎となる予算編成の段階から、行政の透明性を確保する立場で取り組むこと。

⑺　長期継続契約については、適正な運用が必要であることから、対象経費であることを確認して要求すること。

　なお、新規又は切替えとなるリース契約のうち、始期が令和９年度上半期のものについては、世界情勢の影響等を考慮し、リース開始に支障が生じないよう留意すること。

⑻　その他、編成に当たっては、事務事業の効果等を十分検討するとともに、将来の財政負担も考慮して、事業の簡素効率化・経費の節減に最大限の努力を払い、予算編成要領に基づく的確な予算計上に努めること。

（別紙）　経費種別ごとの要求区分及び要求上限

経費種別	事業創造レビュー（事業見直し）区分	事業創造レビュー（新規･重点･拡充）区分	要求上限
枠配分対象経費	継続（※注）	－	上限なし
	統合	－	市長戦略監ヒア後の額
	縮小	－	市長戦略監ヒア後の額
	対象外（法定受託事務）	－	上限なし
政策的経費	－	重点・拡充・新規	市長ヒアにおいて算出した額
	継続（※注）	－	上限なし
	対象外（令和６年度以降の新規事業）	－	上限なし
補助金等	継続	－	市長戦略監ヒア後の額
	統合	－	市長戦略監ヒア後の額
	縮小	－	市長戦略監ヒア後の額
	－	重点・拡充・新規	市長ヒアにおいて算出した額
職員手当等	－	－	前年度予算額×103.3%以内

（※注）

・新規の長期継続契約、債務負担は政策的経費に計上すること。（ただし再リースの債務負担行為は枠配分対象経費とする。）

・現行の長期継続契約終了に伴う切り替えについては、予算額が現行の契約範囲内であれば枠配分対象経費。超える場合は政策経費に計上すること。

・契約済みの長期継続契約及び再リースについては、枠配分対象経費に計上すること。